

令和 4 年 9 月 1 日開会

①

令和 4 年第 3 回茨城県議会定例会議案

茨 城 県

令和 4 年第 3 回茨城県議会定例会議案目次

	頁
第100号議案 令和 4 年度茨城県一般会計補正予算（第 4 号）	1
第101号議案 令和 4 年度茨城県立医療大学付属病院特別会計補正予算（第 1 号）	10
第102号議案 令和 4 年度茨城県港湾事業特別会計補正予算（第 1 号）	12
第103号議案 令和 4 年度茨城県都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）	15
第104号議案 地方公務員法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	17
第105号議案 茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例	40
第106号議案 茨城県建築基準条例及び茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例	41

予

算

第100号議案

令和４年度 茨城県一般会計補正予算（第４号）

令和４年度茨城県一般会計の補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,774,520千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,305,182,886千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第２条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第１項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第３条 債務負担行為の補正は、「第３表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第４条 地方債の補正は、「第４表 地方債補正」による。

令和４年９月１日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
7 分担金及び負担金		8,320,551 ^{千円}	△204,853 ^{千円}	8,115,698 ^{千円}
	2 負 担 金	7,658,973	△204,853	7,454,120
9 国庫支出金		217,095,914	6,853,231	223,949,145
	2 国庫補助金	160,472,942	6,853,231	167,326,173
11 寄 附 金		104,388	10,000	114,388
	1 寄 附 金	104,388	10,000	114,388
13 繰 越 金		5,000,000	1,575,642	6,575,642
	1 繰 越 金	5,000,000	1,575,642	6,575,642
14 諸 収 入		145,168,754	122,000	145,290,754
	5 受託事業収入	4,852,722	122,000	4,974,722
15 県 債		94,858,900	3,418,500	98,277,400
	1 県 債	94,858,900	3,418,500	98,277,400
歳 入 合 計		1,293,408,366	11,774,520	1,305,182,886

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総 務 費		38,302,103 ^{千円}	153,156 ^{千円}	38,455,259 ^{千円}
	1 総 務 管 理 費	21,125,647	153,156	21,278,803
3 企 画 開 発 費		11,058,635	49,502	11,108,137
	1 企 画 費	8,275,853	28,815	8,304,668
	2 開 発 費	2,390,296	20,687	2,410,983
4 生 活 環 境 費		16,141,780	897,718	17,039,498
	1 生 活 文 化 費	2,377,438	173,740	2,551,178
	3 環 境 保 全 費	12,229,619	723,978	12,953,597
5 保 健 福 祉 費		301,866,102	2,826,790	304,692,892
	3 児 童 福 祉 費	40,974,143	2,698,090	43,672,233
	5 保 健 所 費	2,019,441	12,348	2,031,789
	6 医 薬 費	11,512,073	88,864	11,600,937
	7 環 境 衛 生 費	1,246,937	2,884	1,249,821
	8 公 衆 衛 生 費	94,549,233	24,604	94,573,837
7 農 林 水 産 業 費		42,302,910	766,197	43,069,107
	1 農 業 費	13,240,424	408,475	13,648,899
	2 畜 産 業 費	2,586,559	346,346	2,932,905
	3 林 業 費	5,625,381	4,242	5,629,623
	4 水 産 業 費	4,432,665	7,134	4,439,799
8 商 工 費		151,157,544	172,725	151,330,269
	1 産 業 政 策 費	123,025,361	10,000	123,035,361
	2 技 術 革 新 費	1,345,860	8,559	1,354,419
	4 観 光 物 産 費	2,776,625	154,166	2,930,791

9 土 木 費		95,191,815	6,362,705	101,554,520
	2 道 路 橋 梁 費	58,523,417	3,008,517	61,531,934
	3 河 川 海 岸 費	19,619,064	427,354	20,046,418
	4 港 湾 費	3,777,720	2,191,223	5,968,943
	5 都 市 計 画 費	5,405,451	289,536	5,694,987
	6 住 宅 費	4,066,997	446,075	4,513,072
11 教 育 費		262,449,523	527,682	262,977,205
	4 高 等 学 校 費	57,394,062	266,027	57,660,089
	5 特 別 支 援 学 校 費	24,529,319	112,571	24,641,890
	6 社 会 教 育 費	3,445,427	97,685	3,543,112
	7 保 健 体 育 費	1,775,101	51,399	1,826,500
12 災 害 復 旧 費		813,405	18,045	831,450
	3 公 共 施 設 等 費 災 害 復 旧 費	—	18,045	18,045
歳 出 合 計		1,293,408,366	11,774,520	1,305,182,886

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
8 商 工 費	5 立地推進費	都市計画事業土地区画整理事業 特別会計へ繰出	千円 173,550
9 土 木 費			31,329,167
	2 道路橋梁費		24,958,004
		地方道路整備費	13,174,560
		県単道路改良費	632,256
		地方道路整備費	5,633,889
		道路補修費	4,704,839
		交通安全施設費	812,460
	3 河川海岸費		3,910,892
		国補河川改修事業費	1,918,000
		ダム堰堤改良事業費	21,000
		河川防災費	1,462,945
		通常砂防費	70,200
		国補急傾斜地崩壊対策事業費	123,100
		地すべり対策事業費	12,400
		県単急傾斜地崩壊対策事業費	69,111
		県単砂防費	28,800
		海岸防災費	125,336
		海岸保全施設整備事業費	80,000
	4 港湾費		1,751,300
		国補統合補助事業費	571,500
		津波・高潮対策事業費	972,800
		港湾維持改良費	207,000

	5 都 市 計 画 費		682,949
		国 補 公 園 事 業 費	135,000
		市 町 村 公 共 下 水 道 受 託 事 業 費	547,949
	6 住 宅 費	公 営 住 宅 建 設 費	26,022
合 計			31,502,717

第3表 債務負担行為補正
(新規分)

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
地方道路整備 工事請負契約	一般国道125号、阿見町島津地内外7箇所の地方道路整備に係る工事請負契約を締結する。	令和5年度	1,100,000千円
県単道路緊急修繕 工事請負契約	一般国道461号、大子町小生瀬地内外55箇所の舗装修繕に係る工事請負契約を締結する。	令和5年度	938,000千円
県単道路植栽管理 工事請負契約	道路の植栽管理に係る工事請負契約を締結する。	令和5年度	828,000千円
県単道路維持 工事請負契約	道路の路面清掃に係る工事請負契約を締結する。	令和5年度	90,000千円
橋梁点検 業務委託契約	鉄道及び高速道路を跨ぐ道路橋の定期点検業務に係る委託契約を締結する。	令和5年度	90,000千円
トンネル修繕 工事請負契約	定期点検に基づくトンネルの修繕に係る工事請負契約を締結する。	令和5年度	150,000千円
電線共同溝整備 工事請負契約	一般県道大甕停車場線、日立市大みか町地内の電線共同溝整備に係る工事請負契約を締結する。	令和5年度	60,000千円
県単交通安全施設 工事請負契約	道路の交通安全施設に係る工事請負契約を締結する。	令和5年度	113,000千円
国補河川改修 工事請負契約	一級河川中丸川、ひたちなか市東石川地先の河川改修に係る工事請負契約を締結する。	令和5年度	150,000千円
海岸保全施設整備 工事請負契約	鹿嶋海岸、鹿嶋市明石地先の養浜に係る工事請負契約を締結する。	令和5年度	50,000千円
県単急傾斜地 崩壊対策事業 工事請負契約	梶山－2地区、鉾田市梶山地先の急傾斜地崩壊対策に係る工事請負契約を締結する。	令和5年度	50,000千円
県単水辺空間づくり 河川整備事業 工事請負契約	一級河川前川、潮来市潮来地先の河川堤防護岸の修景に係る工事請負契約を締結する。	令和5年度	5,000千円
港湾統合補助事業 工事請負契約	鹿島港の浚渫に係る工事請負契約を締結する。	令和5年度	120,000千円
県営住宅解体 工事請負契約	都和アパートの解体に係る工事請負契約を締結する。	令和5年度	80,000千円

第4表 地方債補正

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補正額	補正後の額			
治 山 事 業	千円 325,100	千円 －	千円 325,100	債券発行又は普通貸借 (他の地方公共団体との共同発行を含む。発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるために必要な金額を加えた金額)	年利5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 (据置期間を含む。)
水産基盤整備事業	441,400	－	441,400			
土地改良事業	3,057,200	－	3,057,200			
河 川 事 業	13,107,200	279,500	13,386,700			
海岸整備事業	157,700	39,500	197,200			
砂 防 事 業	128,000	－	128,000			
急傾斜地崩壊 対策事業	68,700	－	68,700			
港湾整備事業	1,079,200	1,071,500	2,150,700			
道路橋梁整備事業	25,731,000	1,381,100	27,112,100			
街 路 事 業	1,065,900	－	1,065,900			
放課後児童クラブ 整備事業	289,300	－	289,300			
産業技術専門学院 整備事業	39,800	－	39,800			
いばらき就職支援 センター整備事業	51,900	－	51,900			
茨城県職業人材育成 センター整備事業	29,400	－	29,400			
体育施設整備事業	141,300	－	141,300			
公営住宅建設事業	774,700	227,700	1,002,400			
過 年 補 助 災 害 復 旧 事 業	20,700	－	20,700			
現 年 補 助 災 害 復 旧 事 業	191,800	－	191,800			
過 年 直 轄 災 害 復 旧 事 業	90,000	－	90,000			
現 年 直 轄 災 害 復 旧 事 業	14,700	－	14,700			
単独災害復旧事業	173,300	17,600	190,900			
児 童 福 祉 施 設 整 備 事 業	311,000	－	311,000			
老 人 福 祉 施 設 整 備 事 業	1,021,000	－	1,021,000			
障 害 福 祉 施 設 整 備 事 業	818,000	－	818,000			
青 少 年 会 館 整 備 事 業	5,500	－	5,500			
県庁舎等整備事業	947,200	－	947,200			
交 通 安 全 施 設 整 備 事 業	776,000	－	776,000			
警察施設整備事業	2,347,100	－	2,347,100			

公 園 事 業	556,000	87,600	643,600			
高 校 整 備 事 業	4,567,700	—	4,567,700			
文化施設整備事業	254,400	—	254,400			
社 会 教 育 施 設 整 備 事 業	95,200	—	95,200			
特 別 支 援 学 校 整 備 事 業	972,100	—	972,100			
空港周辺整備事業	10,300	—	10,300			
地 域 鉄 道 設 備 等 整 備 事 業	60,500	—	60,500			
災害救助対策事業	4,800	—	4,800			
アクアワールド茨城県 大洗水族館整備事業	53,100	—	53,100			
消防施設整備事業	32,000	—	32,000			
県立医療大学設備 整 備 事 業	167,600	—	167,600			
農 業 大 学 校 施 設 整 備 事 業	79,900	—	79,900			
農業総合センター 施 設 整 備 事 業	72,100	—	72,100			
農業改良普及センター 施 設 整 備 事 業	56,500	—	56,500			
原 種 苗 セ ン タ ー 整 備 事 業	52,800	—	52,800			
県民文化センター 施 設 整 備 事 業	104,400	—	104,400			
畜産センター施設 整 備 事 業	61,300	—	61,300			
養豚研究所施設 整 備 事 業	21,000	—	21,000			
家畜保健衛生所 施 設 整 備 事 業	16,300	—	16,300			
水産試験場施設 整 備 事 業	120,500	—	120,500			
保 健 所 施 設 整 備 事 業	87,900	—	87,900			
いばらき予防医学プラザ 整 備 事 業	33,800	—	33,800			
地域活性化事業	712,400	—	712,400			
防 災 対 策 事 業	457,200	34,400	491,600			
合 併 特 例 事 業	1,148,000	176,600	1,324,600			
地 方 道 路 等 整 備 事 業	1,764,400	103,000	1,867,400			
緊急防災・減災事業	361,000	—	361,000			
上水道事業出資金	1,222,000	—	1,222,000			40 年 以 内 (据置期間を含む。)
臨時財政対策債	26,500,000	—	26,500,000			} 30 年 以 内 (据置期間を含む。)
退 職 手 当 債	2,000,000	—	2,000,000			
災 害 援 護 資 金 貸 付 金	9,600	—	9,600	普 通 貸 借	無 利 子	15 年 以 内 (据置期間を含む。)
合 計	94,858,900	3,418,500	98,277,400			

第101号議案

令和４年度 茨城県立医療大学付属病院特別会計補正予算（第１号）

令和４年度茨城県立医療大学付属病院特別会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33,694千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,229,641千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

令和４年９月１日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県立医療大学 附属病院収入		3,195,947 ^{千円}	33,694 ^{千円}	3,229,641 ^{千円}
	3 繰入金	1,236,534	31,094	1,267,628
	4 繰越金	30,000	2,600	32,600
歳入合計		3,195,947	33,694	3,229,641

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県立医療大学 附属病院費		3,195,947 ^{千円}	33,694 ^{千円}	3,229,641 ^{千円}
	1 病院運営費	2,671,695	33,694	2,705,389
歳出合計		3,195,947	33,694	3,229,641

第102号議案

令和4年度 茨城県港湾事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度茨城県港湾事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和4年9月1日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第 1 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 港湾事業費			千円 1,457,100
	4 港湾建設費	港湾建設費	1,457,100
合 計			1,457,100

第2表 債務負担行為補正
(新規分)

事 項	事 業 内 容	期 間	限 度 額
茨城港常陸那珂港区 機能施設整備 工事請負契約	茨城港常陸那珂港区のふ頭用地整備に係る 工事請負契約を締結する。	令和5年度	300,000千円

第103号議案

令和４年度 茨城県都市計画事業土地区画整理事業特別会計補正予算 (第１号)

令和４年度茨城県都市計画事業土地区画整理事業特別会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第１条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第１項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第１表 繰越明許費」による。

令和４年９月１日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第 1 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 土地区画整理事業費			千円 931,600
	2 島名・福田坪開発事業費		181,400
		島名・福田坪整備事業費	173,500
		土地区画整理事業費	7,900
	3 上河原崎・中西開発事業費		750,200
		上河原崎・中西整備事業費	424,000
		土地区画整理事業費	326,200
合	計		931,600

条 例 ・ そ の 他

第104号議案

地方公務員法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(職員の勤務時間に関する条例の一部改正)

第1条 職員の勤務時間に関する条例(昭和26年茨城県条例第40号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で法第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「もの」を「職員」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条、第4条第2項及び第10条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第2条 職員の分限に関する条例(昭和26年茨城県条例第41号)の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項中「とする」を「並びに法第28条の2第1項に規定する降給(同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなつた場合において、降格することをいう。)とする」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「された」を「により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなつた」に、「該当する場合において」を「該当し」に、「とき」を「場合」に改める。

第5条第2項中「職員の給与に関する条例」の次に「(昭和27年茨城県条例第9号)」を加える。

第6条第1項中「禁こ」を「禁鋼」に改める。

付則を付則第1項とし、付則に次の2項を加える。

2 職員の給与に関する条例付則第25項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の2第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「とする」とあるのは、「並びに職員の給与に関する条例付則第25項の規定による降給とする」とする。

3 第3条第2項の規定は、職員の給与に関する条例付則第25項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、人事委員会規則で定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなつた旨の通知を行うものとする。

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和26年茨城県条例第42号)の一部を次のように改正する。

第4条中「給料月額(」を「その発令の日に受ける給料月額(」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料月額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を給与から減ずるものとする。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 職員の給与に関する条例(昭和27年茨城県条例第9号)の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第5項及び第7項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第11項を次のように改める。

11 法第22条の4第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第6条の2を削る。

第12条第1項第1号中「以下」の次に「この項から第3項までにおいて」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、「相当する額（以下）の次に「この号及び次項において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「（以下）の次に「この項において」を加え、「。以下」を「。第1号において」に改め、同項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、同号ただし書中「（以下）の次に「この号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同条第4項中「（以下）の次に「この項において」を加える。

第16条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項中「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、同項第1号及び同条第5項第1号中「場合は」を「場合には」に改める。

第22条第1項中「付則第17項第3号」を「付則第16項第3号」に改め、同条第2項中「第22条の4及び付則第20項」を「第22条の4第2項第1号ア及び第2号並びに付則第19項」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「と、「100分の62.5」とあるのは「100分の32.5」を削り、同条第4項中「付則第17項第3号」を「付則第16項第3号」に改める。

第22条の2第3号及び第4号並びに第22条の3第1項第1号及び第5項第1号中「禁鋼」を「禁鋼」に改める。

第22条の4第1項中「この条及び付則第17項第4号」を「この項から第3項まで及び付則第16項第4号」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項第1号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同号ア中「付則第17項第4号」を「付則第16項第4号」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の45（特定幹部職員にあつては、100分の55）を乗じて得た額の総額

第22条の6第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第23条の2第3項中「第9条の3」を「第6条第3項から第10項まで、第9条の3」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

付則第2項中「基いてなされた」を「基づいて行われた」に改める。

付則第4項中「取扱」を「取扱い」に改め、同項ただし書中「但し、その者」を「ただし、当該未帰還職員」に改める。

付則第7項中「その者」を「当該職員」に改める。

付則第9項を削り、付則第10項を付則第9項とし、付則第11項を付則第10項とする。

付則第12項中「付則第15項」を「付則第14項」に、「付則第17項」を「付則第16項」に改め、同項を付則第11項とする。

付則第13項を付則第12項とし、付則第14項を付則第13項とし、付則第15項を付則第14項とする。

付則第16項中「もの」を「措置」に、「にあつては」を「には」に改め、同項を付則第15項とする。

付則第17項第1号中「付則第19項及び第20項」を「付則第18項及び第19項」に、「及び付則第19項」を「及び付則第18項」に改め、同項第4号中「付則第20項」を「付則第19項」に改め、同項を付則第16項とする。

付則第18項を付則第17項とする。

付則第19項中「付則第17項」を「付則第16項」に改め、同項第1号中「付則第23項」を「付則第22項」に改め、同項を付則第18項とする。

付則第20項中「付則第17項」を「付則第16項」に改め、同項を付則第19項とする。

付則第21項中「付則第16項」を「付則第15項」に、「付則第23項」を「付則第22項」に改め、同項を付則第20項とする。

付則第22項を付則第21項とし、付則第23項を付則第22項とする。

付則第24項中「付則第17項の」を「付則第16項の」に、「付則第21項、第22項第2号」を「付則第20項、第21項第2号」

に、「付則第21項中」を「付則第20項中」に、「付則第17項第1号」を「付則第16項第1号」に、「付則第22項第2号」を「付則第21項第2号」に、「付則第24項」を「付則第23項」に、「付則第19項第1号」を「付則第18項第1号」に改め、同項を付則第23項とする。

付則第25項中「付則第17項」を「付則第16項」に改め、同項を付則第24項とする。

付則に次の10項を加える。

25 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（付則第27項及び第29項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

26 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 地方公務員法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年茨城県条例第 号）第11条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和59年茨城県条例第6号）第3条ただし書に規定する職員に相当する職員として人事委員会規則で定める職員
- (3) 職員の定年等に関する条例（以下この項において「定年条例」という。）第3条ただし書に規定する職員
- (4) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（定年条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- (5) 定年条例第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された定年条例第6条に規定する職を占める職員

27 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び付則第31項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に付則第25項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項及び付則第29項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、付則第25項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

28 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

29 警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第1項の規定による任命により職員となつた者のうち、特定日給料月額が、当該任命をされた日の前日に当該職員が適用を受けていた一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第6条に規定する公安職俸給表に定められる俸給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、付則第25項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎俸給月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

30 付則第28項の規定は、前項の規定の適用について準用する。この場合において、付則第28項中「前項」とあるのは

「第29項」と、「基礎給料月額」とあるのは「基礎俸給月額」と読み替えるものとする。

31 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（付則第25項の規定の適用を受ける職員に限り、付則第27項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、付則第27項及び第28項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

32 付則第27項、第29項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の付則第25項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前5項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

33 付則第27項、第29項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第14条の5第2項、第14条の6第2項、第14条の7第2項及び第22条第5項（第22条の4第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と付則第27項、第29項、第31項又は第32項の規定による給料の額との合計額」とする。

34 付則第25項から前項までに定めるもののほか、付則第25項の規定による給料月額、付則第27項の規定による給料その他付則第25項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第1の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 給 料 月 額	準 給 料 月 額	基 給 料 月 額	準 給 料 月 額	基 給 料 月 額	準 給 料 月 額	基 給 料 月 額	準 給 料 月 額	基 給 料 月 額	準 給 料 月 額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	

別表第2の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 給 料 月 額	準 給 料 月 額	基 給 料 月 額	準 給 料 月 額	基 給 料 月 額	準 給 料 月 額	基 給 料 月 額	準 給 料 月 額	基 給 料 月 額	準 給 料 月 額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500	

別表第3の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 給 料 月 額	準 給 料 月 額	基 給 料 月 額	準 給 料 月 額	基 給 料 月 額	準 給 料 月 額	基 給 料 月 額	準 給 料 月 額
	円	円	円	円	円	円	円	円
	220,300	250,300	279,700	320,400	349,200	395,700		

別表第4の1の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任

用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		円	円	円	円
		282,800	293,800	315,700	399,700

別表第４の２の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		円	円	円	円	円
		234,000	274,300	303,000	331,100	415,200

別表第４の３の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		円	円	円	円	円
		225,200	271,100	298,100	324,400	405,200

別表第５の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		円	円	円	円	円
		217,500	258,700	283,500	325,900	384,400

別表第６の１の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		円	円	円	円
		296,200	338,600	393,000	466,000

別表第６の２の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

別表第6の3の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600

別表第7の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		201,500	241,000	255,300	288,400	315,100

（職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第5条 職員の休日及び休暇に関する条例（昭和29年茨城県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で法第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「もの」を「職員」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第3項ただし書及び第4項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第9条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第6条 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年茨城県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第11条第3項及び第29条第4項中「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第7条 職員の退職手当に関する条例（昭和38年茨城県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。」を削る。

第2条の4中「第5条の3」を「第5条の4」に改める。

第4条第1項中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改め、同条第2項中「(前項)」を「(同項)」に改める。

第5条第1項中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改め、同条第2項中「(前項)」を「(同項)」に改める。

第5条の2第1項中「した者」の次に「(警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第1項の規定による任命(第5条の4及び付則第18項において「特定任命」という。)により職員となつた後に退職した者を除く。)」を加える。

第5条の4を第5条の5とし、第5条の3の次に次の1条を加える。

(特定任命により職員となつた後に退職した者に関する準用規定)

第5条の4 第5条の2(前条において読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、特定任命により職員となつた後に退職した者について準用する。この場合において、第5条の2の見出し中「給料月額」とあるのは「俸給月額」と、同条第1項中「退職した者(警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第1項の規定による任命(第5条の4及び付則第18項において「特定任命」という。)により職員となつた後に退職した者を除く。)」とあるのは「特定任命(警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第1項の規定による任命をいう。)により職員となつた後に退職した者」と、「給料月額の減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう)」とあるのは「俸給月額の減額改定(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第5条の2第1項に規定されている俸給月額の減額改定をいう)」と、「給料月額が減額されたことがある場合」とあるのは「俸給月額が減額されたことがある場合(特定任命を受けたことにより、特定任命前の俸給月額よりも低い給料月額を支給されることとなつた場合を含む。)」と、「給料月額のうち」とあるのは「俸給月額のうち」と、同項並びに前条の表第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号イの項中「特定減額前給料月額」とあるのは「特定減額前俸給月額」と読み替えるものとする。

第7条の2各号列記以外の部分中「第5条の2第1項」及び「同項第2号イ」の次に「(第5条の4において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」を加え、同条第1号中「特定減額前給料月額」の次に「(第5条の4において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額(同条の規定により読み替えられた第5条の2第1項に規定する特定減額前俸給月額をいう。)。次号において同じ。)」を加える。

第7条の3の表第7条の2の項中「第5条の2第1項の」を「第5条の2第1項(」に、「同条」を「第5条の3」に改め、同表第7条の2第1号の項中欄中「特定減額前給料月額」を「同じ。)」に改め、同項右欄中「特定減額前給料月額及び」を「同じ。及び」に改める。

第7条の4第1項中「除く。以下」を「除く。第8条第4項において」に改め、「(以下)」の次に「この項及び第5項において」を加える。

第7条の5第1項中「第5条の2」の次に「(第5条の4において読み替えて準用する場合を含む。)」を加える。

第12条第2項中「第5条の3」を「第5条の4」に改める。

第14条第4項中「、当該退職」を「当該退職」に、「支給期間」とする」を「支給期間」とし、当該退職の日後に事業(その実施期間が30日未満のものその他人事委員会規則で定めるものを除く。)を開始した職員その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める職員が、人事委員会規則で定めるところにより、元の任命権者にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間(当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。)は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

第17条第1項第1号及び第5項第2号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第18条の見出し及び同条第1項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第19条第1項中「にあつては」を「には」に改め、同項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第21条第1項中「。以下この条」を「。以下この項から第6項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第2項及び第3項中「にあつては」を「には」に改め、同条第4項中「禁錮」を「禁錮」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「にあつては」を「には」に改める。

付則第2項から第24項までを削る。

付則第25項中「(前項に規定する者を除く。)」を削り、同項を付則第2項とする。

付則第26項中「旧専売公社」を「日本たばこ産業株式会社法(昭和59年法律第69号)附則第12条第1項の規定による解散前の日本専売公社(次項において「旧専売公社」という。)」に、「旧電信電話公社」を「日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社(次項において「旧電信電話公社」という。)」に改め、同項を付則第3項とする。

付則第27項中「たばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の次に「(昭和59年法律第71号)」を、「日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の次に「(昭和59年法律第87号)」を加え、同項を付則第4項とする。

付則第28項中「職員で旧日本国有鉄道」を「職員で日本国有鉄道改革法(昭和61年法律第87号)附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法(昭和23年法律第256号)第1条の規定により設立された日本国有鉄道(以下「旧日本国有鉄道」という。)」に改め、同項を付則第5項とする。

付則第29項を付則第6項とする。

付則第30項中「附則第25条」を「附則第13条」に改め、同項を付則第7項とする。

付則第31項を付則第8項とする。

付則第32項中「以下」の次に「この項において」を加え、「(付則第19項又は第21項の規定の適用を受ける者を除く。)」を削り、同項を付則第9項とする。

付則第33項を付則第10項とする。

付則第34項中「付則第31項」を「付則第8項」に改め、同項を付則第11項とする。

付則第35項中「第5条の3まで」を「第5条の4まで及び付則第20項から第27項まで」に、「付則第35項」を「付則第12項」に改め、同項を付則第12項とする。

付則第36項中「又は第5条の2」を「第5条の2(第5条の4において読み替えて準用する場合を含む。)」又は付則第27項及び第24項」に改め、同項を付則第13項とする。

付則第37項中「第5条」の次に「又は付則第22項」を加え、「付則第35項」を「付則第12項」に改め、同項を付則第14項とする。

付則第38項を削り、付則第39項を付則第15項とする。

付則第40項中「第63条第2項」を「第50条の10第2項」に改め、同項を付則第16項とする。

付則第41項を付則第17項とし、同項の次に次の1項を加える。

18 特定任命により職員となつた後に退職した者の基礎在職期間中に俸給月額の減額改定(第5条の4の規定により読み替えられた第5条の2第1項に規定する俸給月額の減額改定をいう。)によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の俸給月額が減額前の俸給月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする法令又はこれに準ずる給与の支給の基準の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による俸給月額には、当該差額は含まないものとする。

付則第42項中「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同項を付則第19項とし、同項の次に次の9項を加える。

- 20 当分の間、第3条第2項の規定は、11年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（定年の定めのない職を退職した者を除く。）に対しては適用しない。
- 21 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は付則第21項」とする。
- 22 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「第5条又は付則第22項」とする。
- 23 前3項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。
- (1) 地方公務員法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年茨城県条例第 号）第11条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（付則第26項において「改正前の定年条例」という。）第3条ただし書に規定する職員に相当する職員
 - (2) 給与その他の処遇の状況が前号に掲げる職員に類する職員として人事委員会規則で定める職員
- 24 職員の給与に関する条例（昭和27年茨城県条例第9号）付則第25項の規定による職員の給料月額の変改（付則第27項において「給料月額7割措置」という。）は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。
- 25 当分の間、第4条第1項に規定する者（その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに限る。次項において同じ。）及び第5条第1項に規定する者（その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者又は勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに限る。次項において同じ。）に対する第5条の3及び第7条の3の規定の適用については、第5条の3並びに第7条の3の表第7条の項、第7条の2第1号の項及び第7条の2第2号の項中「定年」とあるのは「定年（付則第23項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、同項第1号に掲げる職員にあつては65歳とし、同項第2号に掲げる職員にあつては人事委員会規則で定める年齢とする。）」とする。
- 26 当分の間、第4条第1項に規定する者及び第5条第1項に規定する者（次の表の左欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。）に対する第5条の3の規定の適用については、同条の表以外の部分中「1年」とあるのは、「0月」とする。

付則第23項各号に掲げる職員以外の者（改正前の定年条例第3条本文の適用を受けていた者であつて付則第23項第2号に掲げる職員に該当する職員を含む。）	60歳
付則第23項第1号に掲げる職員	65歳
付則第23項第2号に掲げる職員	人事委員会規則で定める年齢

- 27 当分の間、給料月額7割措置の適用を受ける者の基礎在職期間中に、第5条の2第1項に規定する理由（当該理由が生じた日が給料月額7割措置によりその者の給料月額が減額された日（以下この項において「7割措置減額日」という。）の前日までのものに限る。）によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下この項において「特別特定減額日」という。）における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下この項及び次項において「特別特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額及び7割措置減額日の前日におけるその者の給料月額（以下この項及び次項において「7割措置前給料月額」という。）よりも多く、かつ、7割措置前給料月額が退職日給料月額より多いときは、その者に対して支給

する退職手当の基本額は、同条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特別特定減額前給料月額に係る特別特定減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特別特定減額前給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 7割措置前給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者が7割措置減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び7割措置前給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額の7割措置前給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特別特定減額前給料月額に対する割合

(3) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が第3条から第5条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

イ 前号アに掲げる割合

28 前項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

(1) 60以上 特別特定減額前給料月額に60を乗じて得た額

(2) 60未満 次のア又はイに掲げる前項第2号アに掲げる割合の区分に応じ当該ア又はイに定める額

ア 60以上 特別特定減額前給料月額に前項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び7割措置前給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

イ 60未満 特別特定減額前給料月額に前項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額、7割措置前給料月額に前項第2号アに掲げる割合から前項第2号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から前項第2号アに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

付則第43項を付則第29項とする。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第8条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年茨城県条例第62号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「職員（）」を「職員（第22条第1項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）（）」に改める。

第22条の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第1項中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(茨城県市町村立学校教職員へき地手当等支給条例の一部改正)

第9条 茨城県市町村立学校教職員へき地手当等支給条例（昭和46年茨城県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に改める。

付則第3項の見出し中「付則第17項」を「付則第16項」に改め、同項中「付則第17項の」を「付則第16項の」に、「付則第17項第1号」を「付則第16項第1号」に、「付則第17項第2号」を「付則第16項第2号」に改める。

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

第10条 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年茨城県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

付則に次の１項を加える。

- 3 給与条例付則第27項、第31項又は第32項の規定による給料を支給される職員に関する第3条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と給与条例付則第27項、第31項又は第32項の規定による給料の額との合計額」とする。

（職員の定年等に関する条例の一部改正）

第11条 職員の定年等に関する条例（昭和59年茨城県条例第6号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条－第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条－第11条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条）

第5章 雑則（第13条）

付則

第1章 総則

第1条中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「地方公務員法第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「法第22条の4第1項及び第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7並びに警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第2項」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書中「施設等」を「施設」に、「65年」を「70年」に改める。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて人事委員会の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「より」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「、その」を「、当該」に、「よる」を「より生ずる」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に、「1年」を「これらの期限の翌日から起算して1年」に改め、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなつた」を「第1項各号に掲げる事由がなくなつた」に、「その」を「当該」に、「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の３章を加える。

第３章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第６条 法第28条の２第１項に規定する条例で定める職は、次の各号に掲げる職（病院、診療所及び障害児入所施設並びに別表に掲げる施設において医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職その他のその職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより同項本文の規定を適用することが著しく不適當と認められる職として人事委員会規則で定める職を除く。）とする。

- (1) 職員の給与に関する条例（昭和27年茨城県条例第９号）第９条の２第１項に規定する職
- (2) 警視又は警部の階級にある警察官（前号に掲げる職を除く。）
- (3) 前２号に準ずる職として人事委員会規則で定める職

(管理監督職勤務上限年齢)

第７条 法第28条の２第１項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たつて遵守すべき基準)

第８条 任命権者は、法第28条の２第４項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たつては、法第13条、第15条、第23条の３、第27条第１項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の２第１項第５号に規定する標準職務遂行能力（次条第３項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第１号に掲げる基準に従つた上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

２ 前項の規定は、警察法第56条の４第１項の規定による任命について準用する。この場合において、前項中「任命権者」とあるのは「警察本部長」と、「法第28条の２第４項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）」とあるのは「警察法第56条の２第１項に規定する特定地方警務官（以下単に「特定地方警務官」という。）」に対し、同法第56条の４第１項の規定による任命（以下「特定任命」という。）」と、同項第１号中「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、「降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）」とあるのは「特定任命」と、「降任等を」とあるのは「特定任命を」と、同項第２号中「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、「降任等」とあるのは「特定任命」と、同項第３号中「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、「他の職への降任等」とあるのは「特定任命」と、「降任等をした」とあるのは「特定任命をした」と、「降任等」とあるのは「特定任命」と読み替えるものとする。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第９条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の４月１日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して１

年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雑則

第13条 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

付則に次の見出し及び4項を加える。

（定年に関する経過措置）

- 4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句とし、同条ただし書中「70年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年	66年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年	67年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年	68年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年	69年

- 5 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における地方公務員法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年茨城県条例第 号。以下この項及び次項において「令和4年改正条例」という。）第11条の規定による改正前の第3条ただし書に掲げる職員に対する第3条の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、第3条中「65年」とあるのは同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和13年3月31日まで	65年
------------------------	-----

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

- 6 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員並びに第3条ただし書及び令和4年改正条例第11条の規定による改正前の第3条ただし書に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかつた者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなつた職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。
- 7 警察本部長は、当分の間、警察法第56条の2第1項に規定する特定地方警務官（以下単に「特定地方警務官」という。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度において、当該特定地方警務官に対し、当該特定地方警務官が年

齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

別表中「第3条」を「第3条、第6条関係」に改め、第1号を削り、第2号を第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

(2) 精神保健福祉センター

別表第3号及び第4号を削る。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第12条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年茨城県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「（地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用される職員を除く。）」を削り、同項第4号中「第4条第1項」を「第4条第1項本文」に、「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第5条中「付則第16項」を「付則第15項」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第13条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年茨城県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。第14条第3号において同じ。）を延長された管理監督職を占める職員

第2条第2項中「前項第4号」を「前項第5号」に改める。

第4条第3号及び第5条中「人事委員会が」を「人事委員会規則で」に改める。

第14条第2号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員

第19条の表第6条第11項の項を削り、同表第12条第2項第2号の項中欄中「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第16条第4項の項を削る。

第28条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

付則第3項の前の見出し中「付則第17項」を「付則第16項」に改め、同項中「付則第17項第1号」を「付則第16項第1号」に改める。

付則第4項中「付則第17項」を「付則第16項」に、「第27条第2項」を「第30条第2項」に、「付則第19項」を「付則第18項」に改める。

付則第5項の見出し中「付則第23項」を「付則第22項」に改め、同項中「第27条第2項」を「第30条第2項」に、「付則第23項」を「付則第22項」に、「付則第24項」を「付則第23項」に改める。

付則に次の1項を加える。

（管理監督職勤務上限年齢調整額が支給される職員に関する読替え）

6 給与条例付則第27項、第29項、第31項又は第32項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例付則第27項及び第29項の規定の適用については、これらの規定中「相当する額」とあるのは、「相当する額に、算出率を乗じて得た額」とする。

(企業職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第14条 企業職員の育児休業等に関する条例(平成4年茨城県条例第51号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。第11条第3号において同じ。)を延長された管理監督職を占める職員

第2条第2項中「前項第4号」を「前項第5号」に改める。

第4条第3号及び第5条中「人事委員会が」を「人事委員会規則で」に改める。

第11条第2号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第15条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年茨城県条例第55号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用される職員を除く。)」を削り、同項第3号中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加え、同項第4号中「第4条第1項」を「第4条第1項本文」に、「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。第11条第5号において同じ。)を延長された管理監督職を占める職員

第11条第1号中「(地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用される職員を除く。)」を削り、同条第4号中「第4条第1項」を「第4条第1項本文」に、「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員

(茨城県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第16条 茨城県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年茨城県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第17条 病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成18年茨城県条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「職員(」を「職員(第31条第1項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)(」に改める。

第31条の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第1項中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(病院事業職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第18条 病院事業職員の育児休業等に関する条例(平成18年茨城県条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。第11条第3号において同じ。)を延長された管理監督職を占める職員

第2条第2項中「前項第4号」を「前項第5号」に改める。

第4条第3号及び第5条中「人事委員会が」を「人事委員会規則で」に改める。

第11条第2号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員

(職員の再任用に関する条例の廃止)

第19条 職員の再任用に関する条例（平成13年茨城県条例第7号）は、廃止する。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第7条中職員の退職手当に関する条例第14条第4項及び第11項第5号の改正規定、付則第30項の改正規定（「附則第25条」を「附則第13条」に改める部分に限る。）、付則第40項の改正規定（「第63条第2項」を「第50条の10第2項」に改める部分に限る。）並びに付則第42項の改正規定（「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める部分に限る。）、第13条中職員の育児休業等に関する条例第4条第3号及び第5条の改正規定、第14条中企業職員の育児休業等に関する条例第4条第3号及び第5条の改正規定並びに第18条中病院事業職員の育児休業等に関する条例第4条第3号及び第5条の改正規定並びに付則第6条第2項及び第17条の規定は、公布の日から施行する。

(職員の勤務時間に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）で地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）は、第1条の規定による改正後の職員の勤務時間に関する条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

(職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 暫定再任用職員で常時勤務を要する職を占めるもの（以下「暫定再任用常時勤務職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用常時勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第5条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、給与条例第6条第2項の規定により当該暫定再任用常時勤務職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用常時勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、職員の勤務時間に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用常時勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給与条例第5条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、給与条例第6条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第4条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第12条第2項及び第16条第2項の規定を適用する。

5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与条例第22条第3項及び第22条の6第2項

の規定を適用する。

6 改正後の給与条例第22条の4第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年茨城県条例第 号）付則第2条に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

7 給与条例第6条第3項、第6項及び第8項から第10項まで、第9条の3から第11条まで、第11条の3、第11条の5、第13条、第14条の2から第14条の4まで並びに第23条並びに改正後の給与条例第6条第4項、第5項及び第7項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

8 改正後の給与条例付則第25項から第34項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

（職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第4条 暫定再任用短時間勤務職員は、第5条の規定による改正後の職員の休日及び休暇に関する条例第5条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第5条 暫定再任用短時間勤務職員は、第6条の規定による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例第10条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第6条 暫定再任用職員に対する第7条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「改正後の退職手当条例」という。）第2条第1項の規定の適用については、同項中「以下」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員を除く。以下」とする。

2 改正後の退職手当条例第14条第4項の規定は、令和4年7月1日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の人事委員会規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

3 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の退職手当条例第18条第1項第2号及び第3号、第19条第1項第2号及び第3号並びに第21条第5項の規定を適用する。

（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第7条 暫定再任用短時間勤務職員は、第8条の規定による改正後の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（次項において「改正後の企業職員給与条例」という。）第2条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

2 改正後の企業職員給与条例第22条第1項の規定は、暫定再任用常時勤務職員について準用する。

（茨城県市町村立学校教職員へき地手当等支給条例の一部改正に伴う経過措置）

第8条 暫定再任用職員に対する第9条の規定による改正後の茨城県市町村立学校教職員へき地手当等支給条例第1条の規定の適用については、同条中「第22条の4第1項」とあるのは、「第22条の4第1項、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項若しくは第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

（義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第9条 暫定再任用短時間勤務職員は、第10条の規定による改正後の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第2条第2項に規定する短時間勤務の職を占める者とみなして、同条例の規定を適用する。

(職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置)

第10条 任命権者は、施行日（この条例の施行の日をいう。以下同じ。）前に第11条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（以下「改正前の定年条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、改正前の定年条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「改正前の定年条例勤務延長職員」という。）について、改正前の定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第11条の規定による改正後の職員の定年等に関する条例（以下「改正後の定年条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該改正前の定年条例勤務延長職員に係る改正前の定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における改正後の定年条例定年（改正後の定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における改正後の定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における改正前の定年条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における改正後の定年条例定年が改正後の定年条例第3条本文に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の人事委員会規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に改正後の定年条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る改正後の定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における改正前の定年条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該人事委員会規則で定める職にあっては、人事委員会規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 改正後の定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第11条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る改正前の定年条例定年（改正前の定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における改正前の定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に改正前の定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 改正前の定年条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。）をされたことがあるもの

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る改正後の定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に改正後の定年条例第2条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に改正後の定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に改正後の定年条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 25年以上勤務して施行日以後に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

(5) 25年以上勤務して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがあるもの

3 前2項の規定により定められた任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第12条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（改正後の定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。次項において同じ。）に係る改正前の定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における改正前の定年条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける改正前の定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る改正後の定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における改正後の定年条例定年をいう。付則第16条において同じ。）に達している者（改正後の定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第13条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における改正前の定年条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第14条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける改正前の定年条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第15条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（付則第11条及び第12条の規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における改正後の定年条例定年が基準日の前日における改正後の定年条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る改正後の定年条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る改正後の定年条例定年に達している職員とする。

(職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第16条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における改正後の定年条例定年相当年齢が基準日の前日における改正後の定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における改正後の定年条例定年相当年齢が改正後の定年条例第3条本文に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の人事委員会規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「改正後の定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに改正後の定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者（基準日前から改正後の定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該改正後の定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る改正後の定年条例定年相当年齢に達している者（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあっては、人事委員会規則で定める者）を、改正後の定年条例第12条の規定により採用することができず、改正後の定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、改正後の定年条例第12条の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該改正後の定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る改正後の定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあっては、人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第17条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第18条 暫定再任用常時勤務職員に対する第12条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第2条第2項第1号の規定の適用については、同号中「定めて任用される職員」とあるのは、「定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項又は第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用される職員を除く。））」とする。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第19条 暫定再任用短時間勤務職員は、第13条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第28条第2号に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、同条例の規定を適用する。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第20条 暫定再任用常時勤務職員に対する第15条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号及び第11条第1号の規定の適用については、同条例第2条第2項第1号中「定めて任用される職員」とあるのは「定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項又は第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第11条第1号において同じ。）の規定により採用される職員を除く。））」と、同条例第11条第1号中「定めて任用される職員」とあるのは「定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律附則第4条第1項又は第2項の規定により採用される職員を除く。））」とする。

(茨城県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第21条 暫定再任用短時間勤務職員は、第16条の規定による改正後の茨城県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条第1号に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、同条例の規定を適用する。

(病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第22条 暫定再任用短時間勤務職員は、第17条の規定による改正後の病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（次項において「改正後の病院事業職員給与条例」という。）第2条第1項に規定する定年前三任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

2 改正後の病院事業職員給与条例第31条第1項の規定は、暫定再任用常時勤務職員について準用する。

(その他の事項)

第23条 この条例に規定するもののほか、暫定再任用職員の任用その他暫定再任用職員に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(茨城県の休日定める条例の一部改正)

第24条 茨城県の休日定める条例（平成元年茨城県条例第7号）の一部を次のように改正する。

付則第5項中「並びに付則第22項及び第25項又は条例第44号付則」を「及び付則第2項又は条例第44号付則」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第25条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年茨城県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項を次のように改める。

2 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第6条第11項、第12条第2項第2号及び第16条第2項の規定の適用については、第6条第11項中「法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前三任用短時間勤務職員」とあるのは「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により任期

を定めて採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」と、「当該定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「当該任期付短時間勤務職員」と、「定年前再任用短時間勤務職員の項」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の項」と、「基準給料月額」とあるのは「給料月額」と、「に応じた額」とあるのは「並びに第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該任期付短時間勤務職員の受ける号給に応じた額」と、「第2条第3項」とあるのは「第2条第4項」と、第12条第2項第2号及び第16条第2項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」とする。

付則第2項中「付則第11項」を「付則第10項」に改める。

付則第3項中「付則第25項」を「付則第24項」に改める。

（職員の修学部分休業に関する条例の一部改正）

第26条 職員の修学部分休業に関する条例（平成18年茨城県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

付則第2項中「付則第17項」を「付則第16項」に改める。

（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第27条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年茨城県条例第44号）の一部を次のように改正する。

付則第3項中「新条例第3条から第5条まで」を「職員の退職手当に関する条例第3条から第5条まで又は付則第20項から第22項まで」に、「新条例第3条から第5条の3まで」を「同条例第3条から第5条の4まで及び付則第20項から第27項まで」に、「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

付則第4項中「新条例第3条第1項」を「職員の退職手当に関する条例第3条第1項」に、「新条例第5条の2」を「同条例第5条の2（同条例第5条の4において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは付則第27項及び第24項」に改める。

付則第5項中「新条例第5条」を「職員の退職手当に関する条例第5条又は付則第22項」に改める。

付則第12項各号列記以外の部分中「新条例第2条の4及び」を「職員の退職手当に関する条例第2条の4及び」に、「新条例第2条の4から第5条の3まで、第7条」を「同条例第2条の4から第5条の4まで及び第7条」に改め、「及び付則第22項」及び「及び新条例付則第22項」を削り、「これら」を「旧条例」に改め、同項第1号中「新条例」を「職員の退職手当に関する条例」に、「第5条の3まで、第7条」を「第5条の4まで及び第7条」に改め、「及び付則第22項」を削る。

（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第28条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年茨城県条例第73号）の一部を次のように改正する。

付則第22項中「付則第35項」を「付則第12項」に改める。

（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第29条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年茨城県条例第5号）の一部を次のように改正する。

付則第15項中「第5条の3」を「第5条の4」に、「並びに付則第35項から第37項」を「並びに付則第12項から第14項」に改める。

令和4年9月1日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第105号議案

茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例

茨城県手数料徴収条例（平成12年茨城県条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1の477の4の項中「第5項」を「第7項」に、「の認定」を「又は長期優良住宅維持保全計画の認定」に、「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料」に、「又は改築しよう」を「若しくは改築し、又は長期優良住宅として維持保全を行おう」に改め、同表の477の5の項中「の変更」を「又は長期優良住宅維持保全計画の変更」に、「長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（茨城県証紙条例の一部改正）

- 2 茨城県証紙条例（昭和39年茨城県条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第166項を次のように改める。

166 長期優良住宅建築等計画等認定等申請手数料

令和4年9月1日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第106号議案

茨城県建築基準条例及び茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例

（茨城県建築基準条例の一部改正）

第1条 茨城県建築基準条例（昭和36年茨城県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第47条中「第85条第5項及び第6項」を「第85条第6項及び第7項」に、「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改める。

（茨城県手数料徴収条例の一部改正）

第2条 茨城県手数料徴収条例（平成12年茨城県条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1の445の項中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同表の445の2の項中「第85条第6項」を「第85条第7項」に改め、同表の450の5の項中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同表の450の6の項中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年9月1日提出

茨城県知事 大井川 和 彦